

昭和 46 年 5 月 制 定

昭和 50 年 4 月 一部改正

平成 17 年 10 月 20 日 一部改正

平成 24 年 8 月 1 日 一部改正

## 給 付 規 程

### (総 則)

第 1 条 本規程は定款第 50 条の規定に基づき、正会員の傷病、災害その他必要な場合に適用し、その内容、手続その他必要な実施の細目などについて定める。

### (受給資格)

第 2 条 給付を受ける資格のあるものは正会員で、正会員経歴 6 ヶ月以上を有し、会費を完納しているか又は給付申請前 1 カ年間に会費 1 年分以上を納入している者とする。

### (給付及び提出書類)

第 3 条 給付の対象及び内容並びに給付申請に必要な提出書類（以下「提出書類」という。）は、付属別表 1 の給付表に記載された各給付ごとの提出書類とする。

### (申 請)

第 4 条 給付の申請は、付属別表 2 の給付申請書（以下「申請書」という。）に提出書類を添付し、本人又はその家族が直接又は郵便で会長に対して行う。

### (審 査)

第 5 条 給付の申請があれば、会長は申請の内容を審査し、給付表の基準に従って給付の適否及び給付内容を決定する。

ただし、会社からの通知その他によって会長が給付対象事実の発生を知ったときは、申請を待たず給付を決定することができる。

### (再審査)

第 6 条 給付申請者が給付の決定に対して再審査を希望するときは、書面をもってその理由を述べ、再審査の申請をすることができる。

再審査の申請があった場合、会長は申請の内容を検討し、給付の決定につ

いて再審査しなければならない。

(緊急措置)

第7条 広範囲の災害その他の理由で、給付対象者が一時に増加し給付表の基準通りに給付を行うことができないときは、会長は給付の一時減額又は延期などの緊急措置を決定することができる。ただし、事後できるだけ早い機会に、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(時効)

第8条 給付の対象となる事実が発生してから1年以上経過した場合は原則として給付の対象としない。

(規程の変更)

第9条 本規程の変更は理事会の決議による。

附則

平成24年8月1日の一部改正は、同日から施行する。

## 付属別表 1 (給付表)

### I 傷病給付

#### 1. 給付対象及び給付内容

給付受給資格者が傷病に罹り、3カ月以上休業加療した場合、次の傷病給付を行う。

休業加療の期間が3カ月を超えた日から12カ月間見舞金として、毎1カ月につき3,000円を給付し、その間の会費を免除する。

(注) 月の計算は暦日をもって行い、1カ月未満の端数については、14日以下は切り捨て、15日以上は1カ月に切り上げる。

#### 2. 提出書類

傷病で休養している旨の会社の証明書又は医師の証明書を申請書に添えて提出する。

ただし、申請は休業加療期間3カ月を超えた日から起算して1カ月を経過するごとに経過月の分に対して行うものとする。

### II 不具廃疾給付

#### 1. 給付対象及び給付内容

給付受給資格者が不具廃疾となり、復業できず退職した場合、次の不具廃疾給付を行う。

見舞金として30,000円以内

#### 2. 提出書類

不具廃疾により復業不能で退職した旨の会社の証明書を申請書に添えて提出する。

### III 死亡給付

#### 1. 給付対象及び給付内容

給付受給資格者が死亡した場合、次の死亡給付を行う。

遺族に対し、弔慰金として100,000円、別に告別式に10,000円程度の供花をする。ただし、供花は現物にて給付する。

(注) 遺族の給付順位は妻、子、父母とする。

ただし、遺族のない場合で会長が特に必要と認めた場合は、その他の親族に給付を行うことができる。

#### 2. 提出書類

死亡を証する会社又は医師の証明書を申請書に添えて提出する。

#### IV 災 害 給 付

##### 1. 給付対象及び給付内容

火災、地震、風水害などにより、給付受給資格者の住居又は家財に重大な被害があった場合、次の災害給付を行う。

- (1) 被害の程度が家屋、家財の全損又はこれらに準ずる場合、見舞金として 50,000 円以内
- (2) 被害の程度が家屋、家財の半損又はこれらに準ずる場合、見舞金として 20,000 円以内

##### 2. 提出書類

被災及び被害の程度を証する会社又は市区村長、警察署長、消防署長などの証明書を申請書に添えて提出する。

#### V 海 難 給 付

##### 1. 給付対象及び給付内容

給付受給資格者が海難に遭い船内の私有物の殆ど全部を喪失するか、又はそれに準ずる被害を受けた場合次の海難給付を行う。見舞金として 50,000 円以内

##### 2. 提出書類

海難による私有物喪失などの事実を証する会社の証明書又はそれに類するものを申請書に添えて提出する。

付属別表 2 (申請書)

給 付 申 請 書	
受給者氏名	
生 年 月 日	
現 住 所 (電 話)	
所属会社名	
給付の種類	傷病、傷病退職、死亡、災害、海難 (該当項目に○印)
事実の詳細	
給付金送金先 (電 話)	
受取人氏名 (受給者との続柄)	
以上申請いたします。	申請人 印
令和 年 月 日	(受給者との続柄)
日本船長協会会長 殿	現住所
以下は記入しないこと。	
受付番号及び受付年月日	
審査委員会開催年月日	
給付の内容	
送金年月日	
受領書年月日	